



NEWS LETTER



NO

34

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop

ホームページ: <http://okayama-con.net>

2016年4月発行

適格消費者団体認定記念講演会を開催 120名が参加しました

1月27日適格消費者団体に認定されたことを記念して講演会を開催し、120名が参加しました。河田英正理事長より、全国13番目、中四国で2番目となる適格消費者団体に認定されたこと、行政の支援に対するお礼、適格消費者団体として社会的責務を果たし、公正で健全な消費経済社会の形成にむけ役割を担っていくことの挨拶を行いました。

来賓挨拶として、岡山県宮地俊明副知事より、消費者被害未然防止の取り組みが必要となっており、公正で公平な社会、生き活きおかやまの実現にむけ、連携を密に消費者行政を進めていくことについて挨拶を頂きました。

続いて適格消費者団体についての「DVD」を見たあと、河端武史事務局長より、消費者ネットおかやまの主な活動として啓発事業や相談会の開催、提言事業、不当な事業者の是正を図る事業を実施していること、この間の申入れで改善された事例など報告しました。



宮地副知事

記念講演として板東久美子消費者庁長官より「消費者行政の現状と課題、適格消費者団体に期待すること」と題して講演をして頂きました。

消費者被害、トラブルは複雑多様化してきており、特に高齢者の被害が大きくなっていること、情報化によるインターネットでのトラブルも増加している。

昨年閣議決定した消費者基本計画の概要や地方消費者行政強化作戦の取り組み、最近の制度整備状況として景品表示法や消費者安全法の改正、消費者契約法、特定商取引法の見直しについて説明されました。

また、適格消費者団体の役割として、消費者の視点にたった市場の監視者であり、行政の指示ではなく、民・民の当事者の間で活動する役割をもっている。対象となる4つの法律や差止請求の現状と



板東消費者庁長官

して、裁判外も含めて300件強となっており、訴訟は39件。

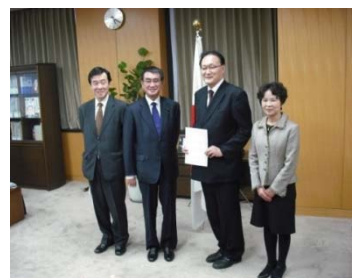
適格消費者団体への期待として多様化・深刻化する消費者被害に対して、信頼度の高い適格消費者団体による差止請求や訴訟が効果的であり、団体の積極的な活動に期待していること、団体の一層の充実、機能強化にむけ官民多様な連携も重要であることをお話して頂きました。閉会にあたり兒島隆朗副理事長から、適格消費者団体として役割を發揮していくことについて挨拶を行い終了しました。



全国14番目 佐賀消費者フォーラムが適格消費者団体に

全国で14番目となる適格消費者団体にNPO法人佐賀消費者フォーラムが認定されました。2月23日(火)内閣府で認定式が行われ、河野太郎大臣から岩本理事長へ認定書が手交されました。引き続き、大臣と懇談を行い、消費者教育テキストのことや、九州に適格消費者団体が多いことなどが話題になりました。

【佐賀消費者フォーラム・今泉照代事務局長】「消費者被害と言われるのは大きな金額ももちろんありますが、ほとんどの方が少額なんです。私どもが適格消費者団体になれば消費者の代表として訴訟を起こして、今後、消費者被害が広がらないという法的な手段を打つことができます」



記念レセプションを開催し適格消費者団体の認定を祝いました

1月27日 オルガホールにて、消費者ネットおかやま適格消費者団体認定記念レセプションを46名の参加で開催しました。

開会にあたり、消費者ネットおかやま河田英正理事長より主催者を代表して挨拶を行い、続いて来賓の挨拶として、消費者庁板東久美子長官、岡山弁護士会吉岡康祐会長、岡山県司法書士会中桐達雄会長から祝辞を頂きました。乾杯のご発声を岡山県県民生活部亀森敏宏部長が行い、全員で乾杯してお祝いしました。



2005年から始まった団体訴権連絡勉強会から消費者ネットおかやまが認定されるまでの10年間の「歩み」をスライドとして上映しました。

その後、設立に関わった方々から近藤弁護士、小田愛媛大学教授、吉岡岡山大学教授、岡山県生協連近藤会長から祝辞や慶びの声が寄せられ、閉会挨拶を児島隆朗副理事長が行い終了しました。



河田英正 理事長



板東久美子 消費者庁長官



岡山弁護士会 吉岡康祐会長



岡山県司法書士会 中桐達雄会長



県民生活部 亀森敏宏部長



児島隆朗 副理事長

2社に対して申入れと照会を行いました

(株)ラグザス・クリエイトに対して、契約後のキャンセルに伴う違約金の根拠について問い合わせを行いました。

インターネットでの自動車買い取りサービスについて、契約後のキャンセルについての情報提供があり、違約金の計算根拠について、問い合わせを行いました。

(株)スタイルズに対して解約料金の算定根拠に対する照会及び会場使用における事故・盗難についての取扱いに関する約款変更の申入れを行いました。

結婚式場の運営を行う(株)スタイルズに対して、契約後のキャンセルに関しての情報提供があり、解約料金の算定根拠についての照会を行いました。また約款の中で、会場使用にともなう事故・盗難について、一切の責任を負わない内容について問題があり、変更を求めよう申入れを行いました。

第20回適格消費者団体連絡協議会が開催されました

2月13日（土）埼玉県の浦和コミュニティセンターにて、適格13団体、めざす団体14団体の合計27団体94名の参加で第20回適格消費者団体連絡協議会が開催され、消費者ネットおかやまから2名が参加しました。



埼玉消費者被害をなくす会池本理事長より、今年は特定適格消費者団体がスタートする記念すべき年であり、各地で適格をつくることの動きが広がっていること、熊本からの継続課題として、会議の在り方や事務局の交流、交付金を使つての県からの補助事業など協議することについて開会挨拶が行われました。

冠婚葬祭互助会の契約解除について

月々一定の掛金を積み立て、その後結婚式や葬式を行う費用にあてる契約について、使う前に契約を解除する場合、解約金を払う。高裁の判断として、会員募集の平均的損害について、事業者は人を雇って、事務所（減価償却）を構え、会員募集の人件費も含めて発生している。会員の管理に係る費用として、パンフ、会報誌、契約書等のコストは含まれるとの解釈がされた。解約に関して通常営業経費も含めて入ってくるものの影響が大きく、最高裁に対して全国弁護士91名で上告受理申し立てを行っていることの報告が行われました。

京都から、会員募集に関する人件費が入るかどうかなど、消費者契約法9条の解釈の問題であり、良くない判断となっている。預かった掛金は運用益もでるし、使われなかったものは収入になり、営業外10億を計上していることなど問題があることについて発言されました。

今後の協議会の進め方について

ブロック毎と全国の組み合わせでの開催や開催地だけに任せるのではなく、次回や次々回も含めた幹事団体を結成すること、継続となった問題も引き継いでいく必要がある。消費者庁との対応を含めて結束していく必要があり、そのために事務局体制（日本、関西、相談協会など）を築いていくこと、消費者団体であり本来消費者の声を反映していくことが役割ではないか等の意見が出されました。

埼玉なくす会活動委員会報告

検討委員会とは別に、会員や生協組合員28名で活動委員会を行っており、広告表示の改善をするための活動を消費者目線で進めている。「いまなら 30%OFF」「限定1000名」小さく但し書きなど誤解させる表記に対する要望を出し、改善に結びつけている。その他「30%OFF申し込んだら定期コースの申し込みとなっていた」「30分以内今だけ」など関係団体へも要望書をだすことを検討していること、携帯スマホについては大手に要望書を提出したり、自動車保険の学習会を開催したことなど活動報告が行われました。

日弁連との適格消費者団体との懇談会

適格消費者団体の支援も含めた在り方の検討状況について、消費者機構日本から報告が行われました。更新手続き等の簡素化について、総会の議案書を添付すれば済むもの、議事録も外すことを求めている。会計は差止請求関係業務と不特定多数の利益を擁護する事業、それ以外の3区分の見直しを求めている。消費生活センターとは、情報提供してもらうことを前提とし、必要に応じてP10端末の導入や内閣府令の縛りはずしてほしいことの要望を出している。

また適格消費者団体の支援として、消費者庁へは財源確保をしてもらうこと、適格団体を支えるための基金を求めることなど意見が出されました。

消費者ネットおかやまから移転反対の意見書を提出しました

消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの地方移転について、消費者団体47団体、弁護士会、司法書士会32団体など多くの団体から移転反対の意見書が出されています。消費者ネットおかやまも消費者行政の推進が阻害されることから1月21日に地方移転反対の意見書を提出しました。

講演 実例で学ぶおもしろ法律講座 ～消費者トラブルの手口と対策～

岡山県内で、去年1年間に警察が把握した振り込め詐欺などの特殊詐欺の件数は248件、被害額は16億2370万円にのぼり、件数・被害額ともに過去最悪となっています。

また、訪問販売やキャッチセールス、電話勧誘販売、マルチ商法、モニター商法などに関連して様々な消費者被害も後をたちません。

あらためて県内の消費者被害の実際を知り、実例をもとに消費者トラブルの具体的な手口とトラブルにあわないための対策を学びます。

日時 2016年6月11日(土)

会場 岡山県医師会館 4階 第一会議室

住所 岡山市北区駅元町19番2号

※リットシティビル(ANAクラウンプラザホテル岡山)北に位置し、2階歩道橋でJR岡山駅に直結しています。

募集 先着 150名 参加費 無料

14:10 受付開始

14:30 開会

報告 岡山県の消費者被害の状況

14:50 講演 実例で学ぶおもしろ法律講座

16:30 閉会

講師紹介

弁護士 **角田 すみだ** **龍平さん** りゅうへい

高校3年生のときに若手漫才師の登竜門・「今宮えびす新人漫才コンクール」で大賞を受賞。立命館大学法学部に一芸入試(漫才)で合格。

その後、オール巨人の弟子を経て猛勉強に励み、見事司法試験を突破。弁護士として、刑事事件、民事事件を多く担当。

TBS「サンデージャポン」、ニッポン放送「オールナイトニッポン」などメディアにも精力的に出演。



会員 各位

2016年4月11日

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正 (公印省略)

第9回通常総会開催について

日頃より当ネットの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

NPO法人消費者ネットおかやまは、定款第22条により、第9回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時 2016年6月11日(土) 13時00分～13時50分

2. 場所 岡山県医師会館 4階 第一会議室 住所 岡山市北区駅元町19番2号

※リットシティビル(ANAクラウンプラザホテル岡山)北に位置し、2階歩道橋でJR岡山駅に直結しています。

3. 総会の主たる審議事項

第1号議案 2015年度事業報告承認の件

第2号議案 2015年度決算承認の件

報告事項 2016年度事業計画 2016年度収支予算

*定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。

第3号議案 役員(補充)選任の件

第4号議案 議案決議効力発生に関する件

4. 総会の参加申込みについて

① 総会は表決権のある個人・団体正会員によって構成されますが、正会員外の方もオブザーバーとして参加できます。

② 参加申込みは、本議案書に同封の申込書にお名前等ご記入の上、6月3日(金)までに返信用封筒(同封)にてご投函ください。

③ 正会員で書面出席の場合は、書面議決書を 委任出席の場合は、委任状を申込書と同様にご投函ください。